

令和2年4月30日招集

4月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度4月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年4月30日(木)午後3時28分から午後4時20分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (17人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
5番	鈴木健二	6番	小熊義信	7番	山岸信一
9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄	11番	坂井雄一
12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一	14番	別所正幸
15番	神田和博	16番	石塚絹代	17番	田中さとみ
18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博		

4 欠席委員 4番 小戸田修子 8番 成田誠一

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第13号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第14号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第15号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第18号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第16号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第17号	新潟市中央農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	農政振興係主査	石井健一
管理係主査	遠藤文博				

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより4月定例総会を開催いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。4番小戸田修子委員、8番成田誠一委員以上、2名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>令和2年度最初の定例総会、又定期総会ということになりますが、農繁期の忙しい中、ご出席いただきご苦労様です。巷では、新型コロナウイルスの話題だけですが、収束の見えない中、農家の皆さんは、まだ田植えをしていない方が多いと思います。農家が感染して隔離されてしまったら、その田植えを誰がするのか、という危機感を覚えているところです。皆さんも気を付けていただきたいと思います。今日は、そういう事情と農繁期でもありますので、皆様のご協力をいただき、スムーズに進行し、早々に終了したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方で指名申し上げます。10番谷澤康雄委員、11番坂井雄一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から議長を務めていただき、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与制限の規定に係る案件がございますので、齋藤農政振興部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし，ということですので，農地部会の所掌に関する議事につきましては，鈴木農地部会長から，また，農政振興部会の所掌に関する議事につきましては，齋藤農政振興部会長職務代理者から議長を務めていただき，その他について私が議長を務めることといたします。最初は，農地部会の所掌に関する議事ですので，議長は，鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>昨日と打って変わりました，急に暖かくなった気がします。明日からクールビズということで，次回皆さんと会う時は，ノーネクタイになります。服装は軽くなりますが，気分も軽くなってくれることを願うばかりです。それでは，議事を進行させていただきます。</p> <p>議事の都合上，追加の議案第18号農地法第3条許可申請に関する意見決定について，議案第13号農地法第4条許可申請に関する処分決定について，議案第14号農地法第5条許可申請に関する処分決定について，議案第15号事業計画変更承認申請に関する処分決定について，の順番に審議を進めることとし，一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは，私の方から着席のまま，ご説明申し上げます。</p> <p>初めに，今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が，大形地区で3件，大江山地区で2件の計5件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が，亀田地区で2件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が，大形地区で1件，大江山地区で1件，曾野木地区で1件，横越地区で2件，亀田地区で5件の計10件です。事業計画変更承認申請に関する処分決定が，大江山地区で1件，亀田地区で1件の計2件です。今月の議案件数は，合計で19件となります。また，すべての案件が，調査委員会に付されておりますので，私からの説明は割愛させていただき，この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど，よろしく願いいたします。</p>

議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が5件、第5条申請が3件、事業計画変更承認申請が1件でした。</p> <p>まず、追加議案第18号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は東区下山2丁目の畑1筆682㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は9.42aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ2号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、東区下山2丁目の畑1筆446㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は9.42aです。農業従事者は3名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ3号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を贈与によって取得するものです。譲受人と譲渡人は同一世帯で、経営の若返りのため贈与によって所有権を移転するため申請に至りました。申請地は、東区寺山3丁目の畑1筆534㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は1,326.6aです。農業従事者は4名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ4号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、江南区北山の畑3筆488㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は428.54aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。2ペー</p>

ジ5号は、譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、江南区丸山の畑1筆221㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は428.54aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。次に、議案第14号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、露天駐車場及び資材置場に転用するものです。転用者は申請地近くの会社の役員で、会社の業務拡大により、資材置場と駐車場が不足することから、申請に至りました。申請地は、東区本所1丁目の畑2筆981㎡です。農地区分は、集落内の生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、土留めを設置する等、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。転用者は、申請地周辺に住宅要望が高いため申請に至りました。申請地は江南区北山の畑1筆493㎡です。農地区分は、500m以内に医療施設と教育施設があり、前面道路に水道管、下水道管が埋設されていることから第3種農地であると判断されます。資金は自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。2ページ3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。申請地は、農地法の手続きを取らないまま資材置場として使用していたため、始末書の提出がありました。転用者は、申請地の隣に資材置場を所有しており、資材置場が不足したため申請に至りました。申請地は江南区楚川の田1筆509㎡、同時利用地を含めた総面積が1,788㎡です。農地区分は、10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地ですが、既存敷地の拡張のため、許可できるものです。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、囲いを設置するなど、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあ

	<p>たって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。また、今後は違反行為を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第15号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。5ページ1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。平成31年4月26日付けで第5条許可申請があった案件につきまして、事業内容の変更があったものです。転用者は、当初、建売住宅敷地として転用許可を受け、すでに造成工事を完了し、住宅を1棟建築中ですが、今後事業完了までかなりの時間を要するため、建売住宅より要望のある特定建築条件付売買予定地に転用事業を変更し、事業完了までの期間短縮を図るため申請に至りました。申請地は、江南区三百地の畑1筆892㎡、同時利用地を含めた総面積が1,761㎡です。転用にあたり、当初の計画どおり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>11番坂井です。第2地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、農地法第4条許可申請が2件、農地法第5条許可申請が7件、事業計画変更承認申請が1件の合計10件でした。</p> <p>初めに、農地法第4条許可申請についてです。議案書本冊1ページ亀田地区1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。自己所有の農地を、通路敷地として転用するものです。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆92㎡です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。続いて、亀田地区2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。自己所有の農地を、通路敷地として転用するものです。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆92㎡です。農地区分は、全面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、転用者からの借り入れで賄います。転用にあ</p>

たり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、農地法第5条許可申請についてです。2ページ横越地区4号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、露天資材置場敷地に転用するものです。申請者の事業拡大に合わせ、適地を探していましたが、譲渡人と話がまとまり申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の田2筆1,577㎡で、農用地区域外です。農地区分は、集落内の10ha未満の小集団農地であることから第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の3ページ横越地区5号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在両親と同居していますが、子供の成長とともに手狭となったことから、申請に至りました。申請地は、江南区横越上町2丁目の畑2筆241㎡です。農地区分は、集落内の10ha未満の小集団農地であるため、第2種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、汚水は公共下水道へ、雨水は前面市道の側溝へ接続し排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区6号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートで生活していますが、将来の生活設計を考え戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区砂山1丁目の畑1筆232㎡です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺に農地はありません。また、汚水は公共下水道へ接続して排水し、雨水は浸透枿を設置し自然浸透とすることから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区7号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートで生活していますが、

子供の成長とともに将来の生活設計を考え、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆 213 m² です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、義理の父からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、汚水は公共下水道へ接続し、雨水は前面市道の側溝へ接続して排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区8号は、転用者の代理人から事業聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートで生活していますが、子供の成長とともに将来の生活設計を考え、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区砂岡3丁目の畑1筆 213 m² です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に歯科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、汚水は公共下水道へ接続し、雨水は前面市道の側溝へ接続して排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区9号は、転用者の代理人から事業聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートで生活していますが、子供の成長とともに将来の生活設計を考え、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区日水1丁目の畑1筆 215 m² です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に内科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺に農地はありませんが排水施設を設置し、汚水は公共下水道へ接続し、雨水は前面市道の側溝へ接続して排水することから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の4ページ亀田地区10号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在アパートで生活していますが、子供の成長とともに将来の生活設計を考え、戸建て住宅を建築するため、申請に至りました。申請地は、江南区日水2丁目の畑1筆 294 m² です。

	<p>農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に内科医院及び保育園があることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地は譲渡人の休耕畑で影響はないそうです。また、汚水は公共下水道へ接続し、雨水は浸透枡を設置し自然浸透とすることから、許可するに問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、事業計画変更承認申請についてです。5ページ亀田地区2号は、令和元年7月2日付け新中央農委指令第47号で農地法第5条の許可をしましたが、転用者を変更するために申請したもので、先ほど説明しました5条申請の亀田地区6号と連動するものです。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明、及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
塚原委員	<p>12番塚原です。議案第18号の1番と2番ですが、見附市から通っているということですか。</p>
農地係長	<p>見附市に住所がありますが、下山に家を買いました。歩いて3分くらいです。将来的にはこちらに拠点を移したい、ということで申請がありました。</p>
塚原委員	<p>住所がなくても、後で転入というのは、問題ないのですか。</p>
農地係長	<p>入作で、ひっついて耕作する作物は、作らないということでした。1反位の面積ですが、耕運機を持ち込んでするそうです。</p>
塚原委員	<p>入作であれば、通う時間の制約があったようですし、買う人の面積も1反ないのですが、買えるのですか。</p>
農地係長	<p>5反以上あれば、買えます。</p>
塚原委員	<p>5反は50aですが、9.42aとなっています。</p>
農地係長	<p>申し訳ありません。94.2aです。訂正してお詫びいたします。</p>

塚原委員	わかりました。
議長(農地部会長)	他にありませんか。 (質問・意見なし)
議長(農地部会長)	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。追加の議案第18号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。 (異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と意見決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページの議案第13号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。 (異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページの議案第14号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。 (異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊5ページの議案第15号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議いたします。皆さんからご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の19ページから23ページになります。大形地区第1号から4号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が耕作困難となったため、合意解約したもので、離作補償はありません。20ページ、大江山地区第5号と6号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が自作するため、合意解約したもので、離作補償はありません。両川地区第7号は、農地法第3条による貸し借りで、借り人が耕作困難となったため、合意解約したもので、離作補償はありません。両川地区第8号と9号は、慣行小作による貸し借りで、借り人が耕作困難となったため、合意解約したもので、離作補償はありません。横越地区第10号から13号は、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が耕作者を変更して利用権を設定するため、合意解約したもので、離作補償はありません。横越地区第14号は、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売却するため、合意解約したもので、離作補償はありません。横越地区第15号から18号は、基盤強化促進法による貸し借りで、耕作者を変更し作業効率を上げるため、合意解約したもので、離作補償はありません。亀田地区第19号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が高齢のため耕作困難となり、合意解約したもので、離作補償はありません。亀田地区第20号と21号は関連で、円滑化団体で</p>

	<p>ある新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が自作するため、合意解約したもので、離作補償はありません。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。議案書の24, 25ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うことになります。石山地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で3件、曾野木地区で2件、両川地区で3件、横越地区で3件、亀田地区で6件の計19件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、1件のあっせん希望がありましたが、事務局で調整した結果、すぐに耕作者が決定しました。その他の農地については、自作または賃借されており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の26, 27ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の10件について、照会がありました。石山地区で3件、大形地区で1件、鳥屋野地区で2件、曾野木地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、全て非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の28ページをご覧ください。鳥屋野地区で2件の届出があり、615.99 m²の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の29ページから31ページをご覧ください。新潟地区で1件、石山地区で7件、大形地区で2件、曾野木地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計13件4,319 m²の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p> <p>議長(農地部会長) ただいまの事務局の説明について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>議長(農地部会長) 皆さんからご質問がありませんので、報告のとおり承認するに異</p>
--	---

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、報告のとおり承認と決定いたします。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を齋藤農政振興部会長職務代理者と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長職務代理者)</p>	<p>今回、事情により初めて議長をすることになりました職務代理の齋藤です。何分不慣れなところがあるかと思いますが、ご容赦願います。</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。最初に、別冊の議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>別冊の議案第16号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、49件、150,196㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が、曾野木地区5件、両川地区2件、石山地区1件、大江山地区1件、大形地区2件、横越地区36件、亀田地区1件、所有権移転が、横越地区1件で、新規分の合計は、49件、面積が150,196㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。すべて相対で新規契約した案件になります。土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金または物納により支払うことで合意した内容となっています。次に、11ページをご覧ください。こちらは売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしないことから、農地集積したい譲受人との間で合意した案件になります。12ページをご覧ください。こちらは利用権移転の案件になります。1号、7号は自身が構成員である法人に移転するものです。それ以外は移転を受けるものが耕作したほうが、効率的なことから合意した案件になります。次ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。今回の件数ですが、横越地区9件、亀田地区6件で、面積</p>

	<p>は 65,330 m²です。続きまして、14 ページをご覧ください。1 号、5 号から 7 号は離農に伴う案件です。11 号、12 号は茅野山地区の地域集積協力金に伴う案件です。契約内容ですが、土地改良費を 4 号、6 号、13 号から 15 号は借り手が、そのほかは貸し手が負担することで合意した内容となっています。以上が、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、5 月 19 日からとなっています。ご承認後は、江南区産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>それでは審議に入ります。今回は委員関連の案件がありますので、先議を行います。別冊 4 ページ 16 号から 19 号までは出席委員の関係案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(14 番 別所正幸委員 退室)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>別冊 4 ページ 16 号から 19 号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、委員関連の案件の先議を進めます。別冊 12 ページ 2 号から 4 号までは、出席委員の関係案件でありますので、議事参与制限の規定により、関係の委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(14 番 別所正幸委員 退室のまま)</p>

<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 退室)</p> <p>別冊12ページ2号から4号までについて、審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>異議なし，ということですので，原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(14番 別所正幸委員 入室，着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>続きまして，委員関連の案件の先議を進めます。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 退室のまま)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>別冊12ページ5号について，審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>異議なし，ということですので，原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>(新潟みらい農業協同組合理事 11番 坂井雄一委員 入室，着席)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>次に，ただ今先議いただきました案件以外について，審議いたします。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理者)</p>	<p>異議なし，ということですので，原案のとおり承認と決定いたします。次に，本冊6ページ議案第17号新潟市中央農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について，事務局の説明</p>

農政振興係長	<p>をお願いします。</p> <p>それでは議案第17号について、ご説明いたします。本冊6ページをご覧ください。令和2年3月26日付け農林水産事務次官通知で、農地移動適正化あっせん事業実施要領が改正されたことにより、新潟市中央農業委員会農地移動適正化あっせん基準を一部改正するものです。内容については、先の農政振興部会でお諮りした内容となっています。施行時期は、新潟県知事の認定を受けた日となります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>皆様からご質問、ご意見がないようですので、審議いたします。議案第17号新潟市中央農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、事務局の提案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長 職務代理者)	<p>異議なしということですので、原案のとおり承認と決定いたします。承認後は、事務局説明のとおり、関係機関及び関係団体と協議を行い、県知事に承認申請を行うこととなります。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項についてご説明いたします。1ページをご覧ください。この計画案については、先ほどの議案第16号14ページから16ページの貸し手が機構に賃借した農用地を受け手に利用配分する計画案となっています。4ページをご覧ください。こちらは農地中間管理権移転にかかる案件になります。移転を受けるものが耕作したほうが効率的なことから移転するものです。移転は、契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出</p>

<p>議長(農政振興部会長 職務代理人)</p>	<p>後、6月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理人)</p>	<p>皆さんからご質問がありませんので、報告のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長 職務代理人)</p>	<p>皆さんから異議がないようですので、報告のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長は虎澤会長と交代いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>鈴木農地部会長さん、齋藤農政振興部会長職務代理人さん、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他にないようですので、以上で4月定例総会を終了いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 谷澤康雄

署名委員 坂井雄一
